



金沢市公報

第 2 5 9 7 号

平成20年(2008年)8月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
平成20年告示第77号(粗大ごみ等の収集等手数料の徴収事務の委託について)の変更について (リサイクル推進課)	1
公 告	
土地区画整理組合の理事の就任について (市街地再生課)	1
土地収用法の規定に基づく裁決申請書及びその添付書類の写し並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しの縦覧について(2件) (内水整備課)	1

選挙管理委員会告示

平成20年9月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (選挙管理委員会)	3
平成20年9月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (")	3

農業委員会告示

平成20年第3回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	3
--------------------------------------	---

告 示

●金沢市告示第198号

平成20年告示第77号(粗大ごみ等の収集等手数料の徴収事務の委託について)で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成20年8月21日

金沢市長 山 出 保

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	株式会社 ジャコム石川 代表取締役 竹内 文雄	株式会社 ジャコム石川 代表取締役 池田 繁	平成20年7月1日

公 告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の就任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年8月21日

金沢市長 山 出 保

金沢市安原中央土地区画整理組合

就任した理事

氏 名	住 所	就 任 年 月 日
中 西 幸 司	金沢市中屋町西114番地	平成20年7月29日

犀川辰巳治水ダム建設事業の施行に伴い、起業者石川県から石川県収用委員会に土地収用法(昭和26年法律第219号)第39条第1項の規定による裁決の申請及び同法第47条の3第1項の規定による書類の提出があり、同法第42条第

1 項及び同法第47条の4第1項の規定により、石川県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類の写し並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しの送付を受けたので、これらを同法第42条第2項（同法第47条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、土地所有者及び関係人並びに損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は、縦覧期間内に同法第43条第1項及び第2項（同法第47条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定により、石川県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成20年8月21日

金沢市長 山 出 保

- 1 事件名
犀川辰巳治水ダム建設事業第1号事件
- 2 起業者
石川県
- 3 起業者の住所
石川県金沢市鞍月1丁目1番地
- 4 事業の種類
犀川辰巳治水ダム建設事業
- 5 収用しようとする土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地 目	
		公簿	現 況
金沢市城力町イ	27番6	原野	原野・雑種地（河川）
金沢市城力町イ	27番27	原野	原野
金沢市城力町イ	79番3	原野	原野・雑種地（河川）
金沢市城力町イ	80番4	原野	原野・雑種地（河川）
金沢市城力町又	10番	山林	山林・原野・雑種地（河川）
金沢市瀬領町又	131番4	原野	山林
金沢市瀬領町八	184番11	原野	原野

- 6 縦覧場所
金沢市都市整備局土木部内水整備課（金沢市役所3階）
- 7 縦覧期間
公告の日から平成20年9月4日までの間
（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）
午前9時から午後6時まで

犀川辰巳治水ダム建設事業の施行に伴い、起業者石川県から石川県収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第39条第1項の規定による裁決の申請及び同法第47条の3第1項の規定による書類の提出があり、同法第42条第1項及び同法第47条の4第1項の規定により、石川県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類の写し並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しの送付を受けたので、これらを同法第42条第2項（同法第47条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、土地所有者及び関係人並びに損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は、縦覧期間内に同法第43条第1項及び第2項（同法第47条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定により、石川県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成20年8月21日

金沢市長 山 出 保

- 1 事件名
犀川辰巳治水ダム建設事業第2号事件
- 2 起業者
石川県

- 3 起業者の住所
石川県金沢市鞍月1丁目1番地
- 4 事業の種類
犀川辰巳治水ダム建設事業
- 5 収用しようとする土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地 目	
		公簿	現 況
金沢市瀬領町又	131番15	田	山林
金沢市瀬領町又	131番49	畑	原野・雑種地(河川)
金沢市瀬領町ワ	20番5	畑	山林・原野・雑種地(河川)

- 6 縦覧場所
金沢市都市整備局土木部内水整備課(金沢市役所3階)
- 7 縦覧期間
公告の日から平成20年9月4日までの間
(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)
午前9時から午後6時まで

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第57号

平成20年9月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定め、同条第2項の規定により告示します。
平成20年8月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会
- 備 考 縦覧日時は、平成20年9月3日から同月7日までの間
毎日午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第58号

平成20年9月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面の公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定による縦覧の場所は、次のとおりです。
平成20年8月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会
- 備 考 縦覧日時は、平成20年9月3日から同月7日までの間
毎日午前8時30分から午後5時まで

農業委員会告示

●金沢市農業委員会告示第14号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第21条第1項の規定により、平成20年第3回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則(昭和36年農業委員会規則第3号)第3条第1項の規定により、次のとお

り告示します。

平成20年8月21日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉 忍

1 日時

平成20年8月27日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 非農地証明願について
- (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について
- (6) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

正 誤

平成17年3月31日付け金沢市公報号外第7号の5

頁	箇所	誤	正
16	下から24行目	(3) 課の長 ((3) 課長 課の長 (

平成20年7月1日付け金沢市公報第2592号付録

頁	箇所	誤	正
4	下から3行目	選挙管理委員会告示	選挙管理委員会公告

平成20年(2008年)8月21日	印刷	発行人	金 沢 市
平成20年(2008年)8月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
			石川県金沢市玉銚4丁目166番地